

住宅リフォーム助成事業登録事業者

商号・名称	住所	☎	登録業種	商号・名称	住所	☎	登録業種
株式会社 インテクト	福原	248-3935	建築、屋根、板金、塗装工事	株式会社 水上建材建設	御代志	242-0072	建築業、土木業
株式会社 衛藤製材新栄住宅	福原	248-1859	一般建設業	有限会社 池本建装	御代志	242-5521	塗装工事業
ザ・ファクトリーニシムタ合志店	竹迫	276-6611	小売業	野沢工芸建築 株式会社	御代志	0120-296-482	建築業
株式会社 クレサ・ヒロ	幾久富	215-5470	建設業	有限会社 大塚商事	御代志	242-0031	LPガス・器具販売業、上下水道施設業、石油製品販売業
株式会社 渡邊技研	幾久富	248-4016	建築業	有限会社 小牧設備	御代志	242-1858	給排水設備工事
株式会社 ゆうき建設	幾久富	348-6777	建築業、電気工事業	有限会社 小幡新章建設	御代志	242-1995	建設業
有限会社 太陽工務店	幾久富	248-5123	建築大工	ペインティング美光	御代志	242-0960	建築塗装
和田工務店	幾久富	248-6578	建築工事一式	功祐塗装工業	御代志	090-3986-3312	塗装業
大杉建築塗装	幾久富	248-4789	住宅の塗装	肥後リフォーム 株式会社	須 屋	346-2002	建築業
株式会社 マル松塗装商会	豊岡	321-8955	塗装工事業	株式会社 でんきのサントップ	須 屋	344-3951	住宅リフォーム全般
ぴゅあホーム 有限会社 善啓工業	豊岡	247-2060	建築業	株式会社 辻組	須 屋	344-0426	土木、建築、舗装、とび・土工、水道施設業
株式会社 大登技建	豊岡	277-7755	建設業	チヨダ建設 株式会社	須 屋	242-5211	建築業
隆工務店	豊岡	248-4714	建築工事業	有限会社 インテリアいけなが	須 屋	344-7311	内装仕上業
株式会社 高宮城工業 合志支店	栄	245-6396	建設設備工事	有限会社 池田塗装工業	須 屋	242-1678	建築塗装、住宅塗替工事
株式会社 一畳屋	栄	348-3176	畳・襖	株式会社 黒石原建設	須 屋	344-8243	総合建設業
株式会社 コウセイ	野々島	242-2889	塗装防水・建設業	株式会社 KYO-SHIN	須 屋	343-9800	建築塗装
末雄建設	野々島	288-0442	建築業	株式会社 彩友	須 屋	242-0527	建築業、塗装業、防水業
イーケン	合生	248-4787	建設業	株式会社 エコア 熊本ガス営業所	須 屋	242-4511	LPガス・器具販売業
株式会社 美匠	合生	288-0527	建築業	村田建築設計	須 屋	288-2317	建設業
合資会社 タカキ	合生	242-0407	内装仕上	株式会社 ライトワングリエイト合志支店	須 屋	0120-808-827	住宅リフォーム全般
上林工業 株式会社	御代志	242-1011	建築業、土木業	村田工務店	須 屋	338-8600	住宅リフォーム全般

住宅リフォーム登録工事店・住宅リフォーム商品券取扱店への登録を希望する事業者へ

住宅リフォーム登録工事店・商品券取扱店として新たに登録を希望する事業者はご相談ください。

登録工事店

住宅リフォーム助成事業を適用した工事を受注するためには、市から工事店の登録を受ける必要があります。

▼要件 ①～③全てに当てはまる事業所

①次のいずれかの事業者であること

- ・市商工会会員（すまいアレコレこうしたい会員）
- ・市競争入札参加資格者名簿登載者
- ・市小規模工事など契約希望者名簿登録者
- ・市下水道排水設備登録工事店または市登録給水装置工事事業者

②市内に本店、支店や営業所を有する法人または個人事業者

③市が開催する講習会に参加できる事業者

▼登録受付 随時受け付けします。一度登録を受けると自動的に延長します。既に登録工事店になっている事業所が再度登録する必要はありません。

商品券取扱店

市商品券を取り扱うためには商品券取扱店の登録を受ける必要があります。

商品券は工事後に配布するもので、用途は自由です。また、業種は問いません。

▼要件 市内に店舗などを有する事業者または市商工会会員

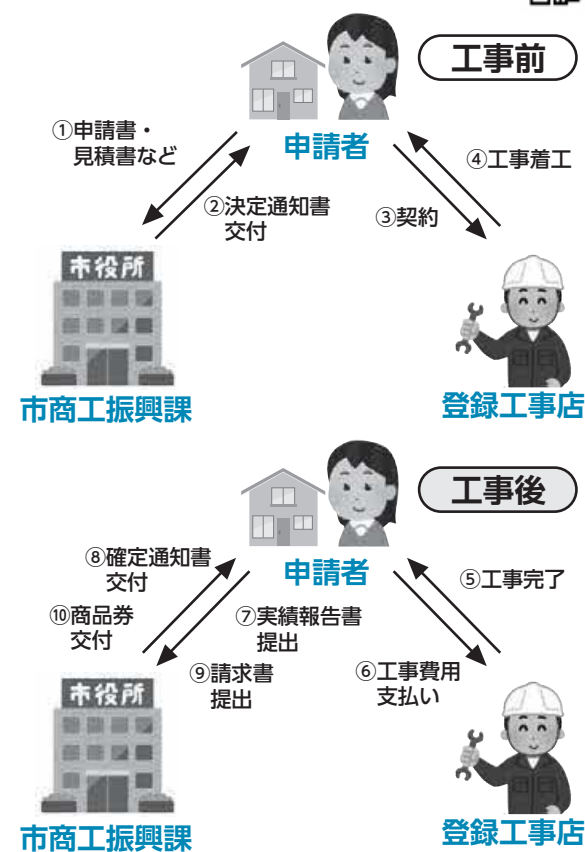
▼登録受付 随時受け付けします。一度登録を受けると自動的に延長します。現在、登録している店舗などが再度登録する必要はありません。



- ①登録工事店に依頼して行なう工事
 - ②対象となる建物
 - ③対象となる人
 - ④今までにこの助成を受けていない人
- 助成対象者が市内に居住し、本人または同一生計の親族が市内に所有する住宅で、居住する部分のリフォーム工事をした建物。
- ※世帯員が複数の建物を所有している場合は1軒限り。
- ※台風や地震などの自然災害や、火事などの事故により破損した箇所の修理には利用できません。
- ▼対象となる工事
- 工事に要する経費（消費税、地方消費税を除く）が10万円以上で次の全てに当てはまる工事

- ②本年度内に着工し、指定する期限内に完了する工事
- ▼申込方法
- 工事着工前に申し込みが必要ですが、また、申し込みには登録工事店が作成した見積書などが必要になりますので、登録工事店にご相談ください。申請書は登録工事店に配布しているほか、市ホームページからダウンロードもできます。
- ▼受付開始 6月15日(月)
- ※一定の申請額に達し次第終了します。
- ▼登録工事店
- 登録工事店の一覧は、次のページに掲載しています。最新の覧は、市ホームページをご覧ください。
- ▼助成額
- 対象工事に要した経費の1割に相当する額（上限20万円）の商品券（券面1,000円）を交付します。
- ▼商品券有効期限
- 令和3年3月31日(水)
- ▼商品券取扱店
- 市ホームページに掲載しています。（約130店舗）
- ▼商品券使用時の注意事項
- ・市内の商品券取扱店で使用できます。
 - ・現金化はできません。
 - ・お釣りはできません。

手続きの流れ



対象となる工事の具体例

- 浴室、台所、洗面室、トイレの改修
- 電気、給排水衛生設備
- 屋根のふき替え、塗装、防水工事
- 外壁の張り替えや塗装
- 部屋の間仕切り変更
- 床、内壁、天井の張り替えや塗装などの内装工事
- ふすま紙、障子紙の張り替えや畳の取り替え
- 建具、開口部の取り替えや新設
- スロープや手すりの設置
- 据え付け照明のLED化

対象とならない工事の具体例

- 店舗、工場、事務所などの改修
- 解体や新築に関する工事（増改築に伴う工事を除く）
- 門扉、ブロック塀などの外構工事
- 植樹、剪定などの植栽
- 下水道、合併浄化槽の工事
- 太陽光発電などの設置
- 防犯ライト、カメラの設置
- 電気機械器具の購入・更新、家具などの備品購入（エアコン・給湯器・システムキッチンなど）
- 防虫や消毒、ハウスクリーニング、排水管清掃など
- 風水害・地震などの自然災害により被災した箇所や、火事などの事故により損壊した箇所の復旧工事
- 他の助成制度と重複する工事